

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成29年12月25日 |
| 【会社名】 | 長谷川香料株式会社 |
| 【英訳名】 | T.HASEGAWA CO.,LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 海野 隆雄 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区日本橋本町四丁目4番14号 |
| 【電話番号】 | 03(3241)1151(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役兼常務執行役員 中村 稔 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都中央区日本橋本町四丁目4番14号 |
| 【電話番号】 | 03(3241)1151(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員 総務部長 菅原 俊也 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【提出理由】

平成29年12月21日開催の当社第56回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年12月21日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にする。

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役として長谷川徳二郎氏、近藤隆彦氏、海野隆雄氏、知野善明氏、斉藤司氏、鳴島真清氏、中村稔氏、加藤巧氏、小栗昭一郎氏、大門進吾氏を選任する。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役片岡康二氏の補欠として、菅原俊也氏を補欠監査役に選任する。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を年額500百万円以内（うち社外取締役分25百万円以内）に改定する。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。また、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額は変更しない。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果 (賛成の割合) |
|---------|---------|--------|-------|------|------------------|
| 第1号議案 | 359,687 | 47 | 0 | (注)1 | 可決(99.99%) |
| 第2号議案 | | | | | |
| 長谷川 徳二郎 | 346,142 | 13,592 | 0 | | 可決(96.22%) |
| 近藤 隆彦 | 348,114 | 11,620 | 0 | | 可決(96.77%) |
| 海野 隆雄 | 346,074 | 13,660 | 0 | | 可決(96.20%) |
| 知野 善明 | 348,888 | 10,846 | 0 | | 可決(96.98%) |
| 斉藤 司 | 348,894 | 10,840 | 0 | (注)2 | 可決(96.99%) |
| 鳴島 真清 | 355,990 | 3,744 | 0 | | 可決(98.96%) |
| 中村 稔 | 355,993 | 3,741 | 0 | | 可決(98.96%) |
| 加藤 巧 | 356,128 | 3,606 | 0 | | 可決(99.00%) |
| 小栗 昭一郎 | 347,378 | 12,356 | 0 | | 可決(96.57%) |
| 大門 進吾 | 356,899 | 2,835 | 0 | | 可決(99.21%) |
| 第3号議案 | | | | | |
| 菅原 俊也 | 359,530 | 74 | 130 | (注)2 | 可決(99.94%) |
| 第4号議案 | 355,449 | 4,155 | 130 | (注)3 | 可決(98.81%) |

- (注) 1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。
- 2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。
- 3 出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の一部を加算しなかった理由

本定時株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本定時株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。